

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次5月～11月（2週間）
②	教育実習等の実習期間・総時間数 2週間（60時間）
③	実習校の確保の方法 大学が指定する学校の中から実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。 （新潟県立の中学校、中等教育学校及び高等学校）
④	実習内容 1 生徒指導 （1）生徒の理解と安全管理、指導の実際 （2）特別活動への参加と理解 2 学習指導 （1）学習指導における基本的な知識・技能 （2）教科書の活用と教材研究の深め方 （3）学習指導案（週案・日案・1単位時間等）の立案・実施・評価 （4）能力・適性に応じた学習指導の在り方 3 学校経営全体 （1）教職員の服務・勤務のあり方 （2）学校運営と学級運営の実際 （3）教育課程の編成・実施・評価 （4）教育評価と通知表・指導要録 （5）地域社会と学校のかかわり
⑤	実習生に対する指導の方法 事前指導をもとにしながら実地指導を中心にし、指導教員の指導・助言により学習指導及び生徒指導の実際について基本的な知識・技能の修得を図る。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 新潟大学教育学部教育実習委員会が、実習校の資料に基づき評価する。 ※教育実習評価票を添付
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 4月及び11月（30時間）

② 内容（具体的な指導項目） (1) オリエンテーション 中等教育実習の目的 (2) 中学校・高等学校教育の現状と課題 (3) 学習指導案作成の方法 (4) 情報セキュリティの確保について (5) 学習指導案の検討 (6) 模擬授業 (7) 協力校実習の直前指導① ―実習生による体験発表― (8) 協力校実習の直前指導② ―教育実習中のストレス対応― (9) 教育実習の事後指導 ―全体振り返りと講師による講評―	
③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について 1 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む） (1) 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止 学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、事前指導において指導を行う。 (2) 学生からの相談窓口の周知 学生が相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え、相談内容や状況に応じ、適切な対応を行うことを周知する。 2 学内の相談体制の整備 被害を受けた学生は、所属学部・大学院等の各学生委員会（学務委員会）委員、各学務係または学務部学生支援課（学生なんでも相談窓口）に相談する。各部局に配置されているハラスメント相談員への相談も可能。必要に応じてハラスメント委員会が対応する。	
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。） ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等 ・ 委員会等の名称 新潟大学教育基盤機構全学教職センター教職課程委員会 ・ 委員会等の構成員（役職・人数など） 全学教職センター長 教育学部長 全学教職センター副センター長 全学教職センターの室及び部門の長 全学教職センターの兼務教員のうち、全学教職センター長が指名する者 全学教職センター長が指名する客員教授 全学教職センター長が指名する特任教授 教職支援事務室長 人文社会科学系学務課副課長（教育学部担当） その他全学教職センター長が必要と認める者 ・ 委員会等の運営方法 全学教職センター長を委員長に充て、委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 委員会は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	

【委員会の組織図】

別添資料のとおり

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
新潟大学教育学部教育実習運営協議会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - (1) 教育学部長
 - (2) 教育学部副学部長
 - (3) 教育学部教育実習委員会委員
 - (4) 新潟県教育委員会教育長
 - (5) 教育実習協力校所管市町村教育委員会教育長
 - (6) 教育実習協力校校長及び教育実習担当教員
- ・ 委員会等の運営方法
 - (1) 委員長及び副委員長を置く。
 - (2) 委員長は、教育学部長をもって充てる。
 - (3) 副委員長は、教育学部副学部長のうち委員長が指名した者をもって充てる。
 - (4) 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。
 - (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する

【委員会の組織図】

別添資料のとおり

4 教育実習の受講資格

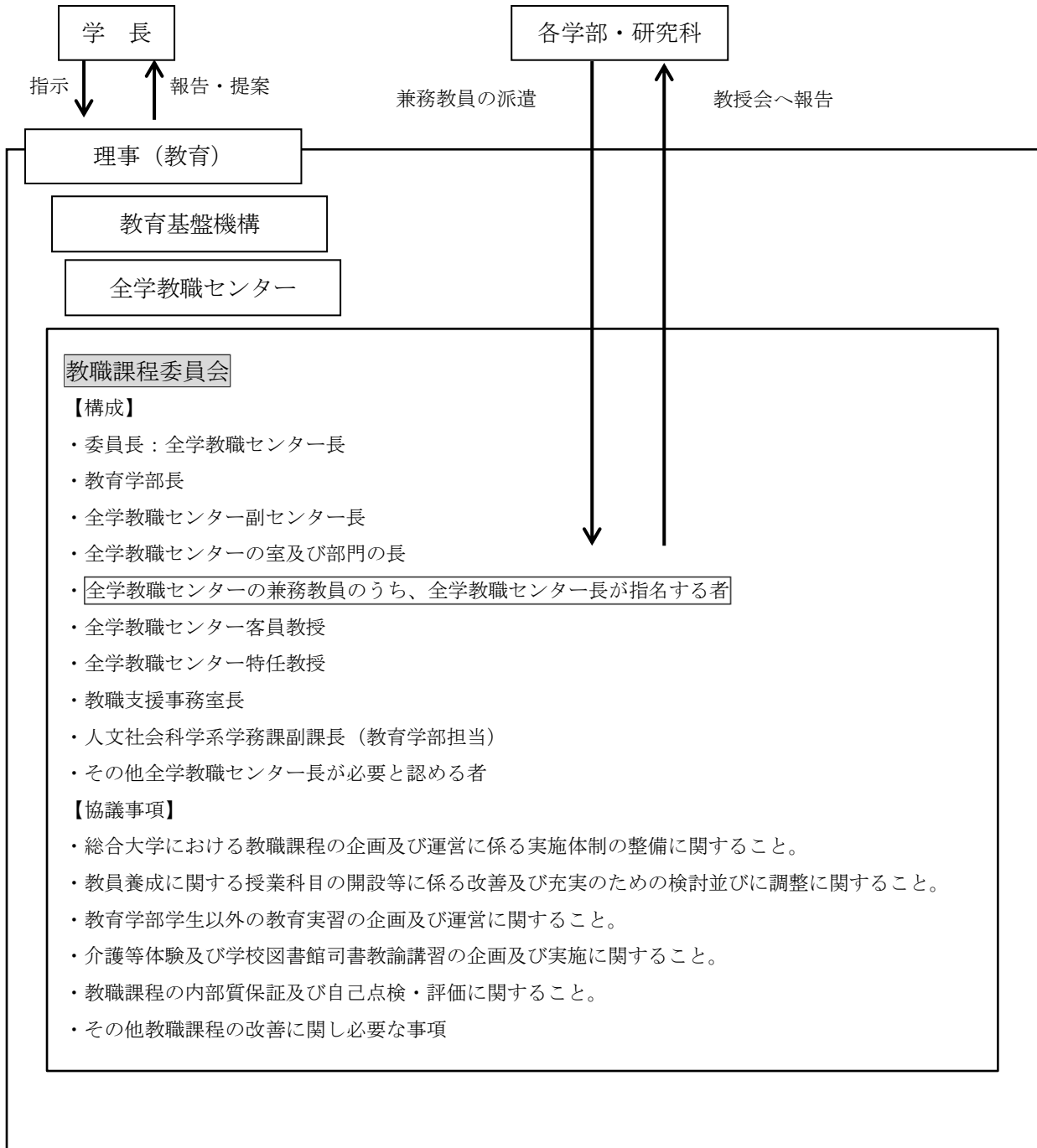
- (1) 事前指導を履修済であること
- (2) 以下に掲げる科目を履修済であること。
 - ・教職入門（2単位）
 - ・教育・学校心理学B（2単位）または特別支援教育概論（2単位）
 - ・生徒指導B（2単位）
 - ・教育相談・進路指導B（2単位）
 - ・情報科教育法Ⅰ又はⅡ（1科目2単位）
- (3) 以下に掲げる科目を履修済み又は履修中であること。
 - ・教育学概論（2単位）
 - ・教育の制度と経営（2単位）
 - ・教育課程及び総合的な学習の時間の指導法B（2単位）
 - ・教育方法及び特別活動の指導法B（2単位）
 - ・情報科教育法Ⅰ又はⅡ（1科目2単位）

5 実習校

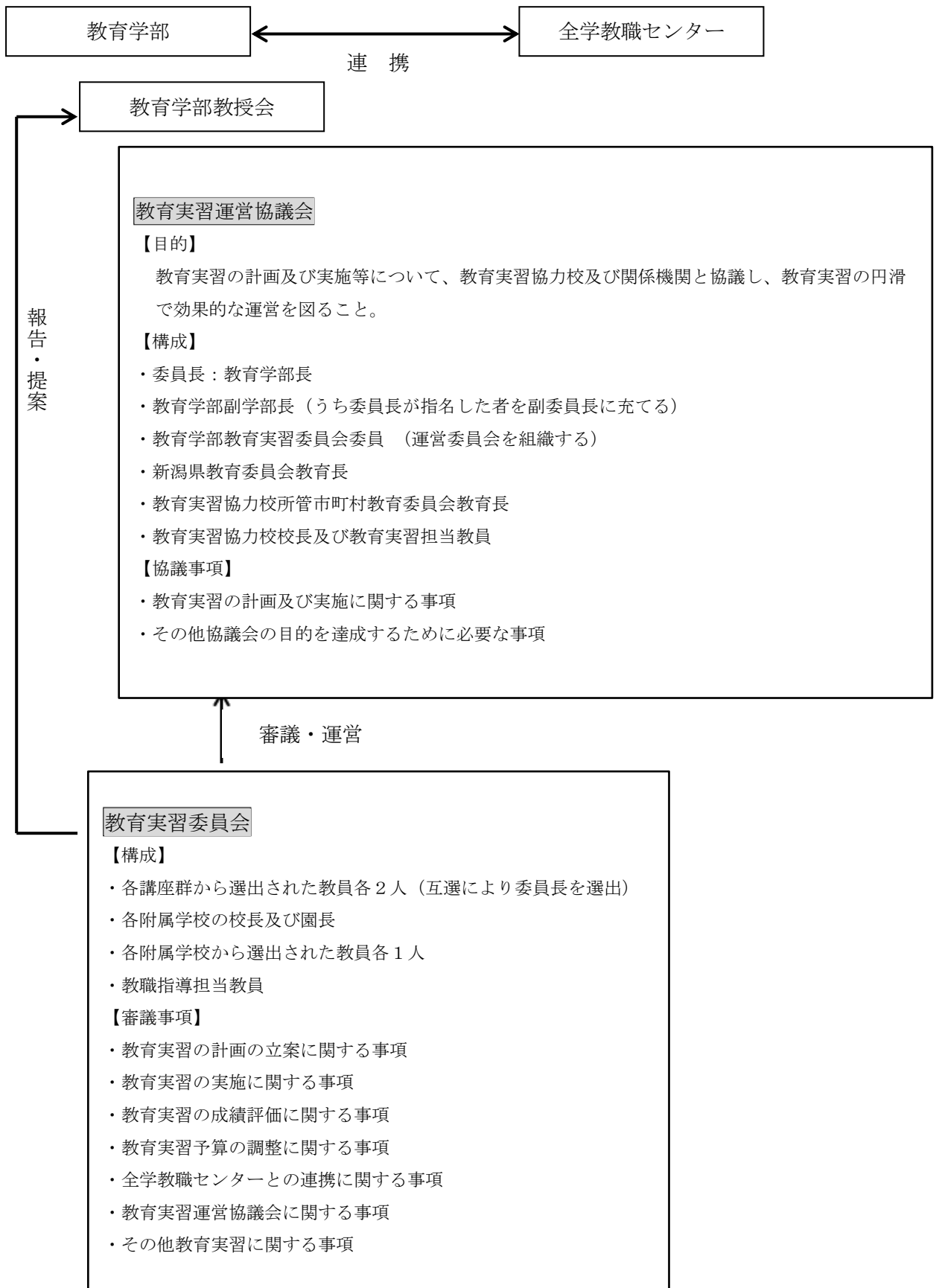
教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中等教育学校 66 学級、高等学校 1,028 学級		
○	×	教育委員会名	新潟県教育委員会	中等教育学校：6校	高等学校：80校

【委員会の組織図】

①新潟大学教育基盤機構全学教職センター教職課程委員会



②新潟大学教育学部教育実習運営協議会



令和 年度 新潟大学
教育実習評価票

*大学確認欄

在籍番号		実習校	
氏 名			
学部・研究科		実習教科・科目 あるいは学級	
学科・課程			
コース・専修			

評 価 項 目	評価(括弧内は満点)	記 事
1. 指導目標・内容の理解, 指導 の計画と準備	(20)	
2. 指導活動の展開	(20)	
3. 指導の評価と振り返り	(20)	
4. 教科外での指導	(20)	
5. 教員としてふさわしい態度・ 行動	(20)	
合 計 点	(100)	

評価上の留意点 (各項目における評価の観点を参照ください。)

1. 意欲的かつ誠実な態度で履修した場合は, 合計80点程度としてください。
2. 評価項目の評価点が18点以上の場合には, 記事欄にその理由を記述してください。
3. 評価項目の評価点が15点以下の場合には, 記事欄にその理由を記述してください。
4. 総評は具体的事実を基に必ず記入してください。特に合計点が75点未満と90点以上の場合には, その理由を必ず記入してください。

出席 状況	出席すべき日数	日	総 評	
	欠 席 日 数	日		
	補 習 済 未			

実習校指導教員氏 名	印
実習校校長氏名	印

〔小・中・高等学校教育実習〕

各項目における評価の観点

新潟大学教育学部
教育実習委員会

1. 指導目標・内容の理解, 指導の計画と準備

- 指導の目標・内容を理解し, 指導計画を適切に立てていたか。
- 教材の研究, 指導法の工夫に努めていたか。

2. 指導活動の展開

- 計画の趣旨にそって展開されたか。言語は明瞭, 適切であったか。
- 指導態度は誠実であったか。

3. 指導の評価と振り返り

- 指導の改善につながる振り返りがなされていたか。
- 児童・生徒の学習の評価は適切になされていたか。

4. 教科外での指導

- 教員として, 児童・生徒を尊重した適切な接し方がなされていたか。
- 特別活動や休み時間などの場面で児童・生徒と積極的にかかわり, 児童・生徒理解に努めていたか。

5. 教員としてふさわしい態度・行動

- 勤務態度やマナー(服装, 時間意識など)が適切であったか。
- 他者とコミュニケーションをとり, 信頼関係の構築に努めていたか。
- 自己態度や行動を振り返り, 絶えず改善に努めていたか。

教育実習受入承諾書

令和6年3月15日

新潟大学長
牛木辰男 殿

新潟県教育委員会教育長
佐野 哲郎

教員の免許状授与の所要資格を得させるために新潟大学が実施する教育実習について、本教育委員会所管の高等学校において、実習生を受け入れることを承諾します。

新潟県教育委員会の所管する学校数（令和5年5月1日現在）

中学校	0校
中等教育学校	6校
高等学校	80校